

4月22日から5月1日までに実施した有識者ヒアリングの概要

1. 対象者

あかいし ち え こ
赤石 千衣子氏 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長（4月23日）

おおはら ゆうすけ
大原 裕介氏 社会福祉法人ゆうゆう理事長（4月24日）

かつべ れいこ
勝部 麗子氏 豊中市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー（4月23日）

きたおか けんごう
北岡 賢剛氏 社会福祉法人グロー（GLOW）理事長（4月24日）

くどう けい
工藤 啓氏 NPO 法人育て上げネット理事長（4月28日）

こまざき ひろき
駒崎 弘樹氏 NPO 法人フローレンス代表理事（4月27日）

こんの はるき
今野 晴貴氏 NPO 法人 POSSE 代表（5月1日）

はっとり しんじ
服部 真治氏 医療経済研究機構研究部主席研究員兼研究総務部次長（4月22日）

わたなべ ゆ み こ
渡辺 由美子氏 NPO 法人キッズドア理事長（4月24日）

（五十音順）

2. 内容

主な意見は以下のとおり。

【緊急小口資金貸付等】

- ・ リーマンショックの時と異なり、緊急小口資金貸付の利用者には、低所得の方のみならず、これまでそれなりの所得を得ていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく下がり、当座の資金が必要となった方もいる。
- ・ 郵送原則と言っても、多くの方は事務作業が難しく、また、不安を抱えているため、対面相談が必要となる。社会福祉協議会のスタッフがフル稼働で緊急小口資金貸付業務に当たっている。
- ・ 緊急小口資金貸付は、「減収」がその利用条件となっているが、扶養する子

どもがいる場合は、減収していなくても、休校により支出が増加して生活に困っているケースもある。一定の所得以下又は児童扶養手当や就学援助等を受給している家庭に対しては、減収条件を外せないか。

- ・ 地域によって貸付条件の運用が異なる。特に地方では厳しく、借りられないケースも多い。支援団体が支援してはじめて借りられたという事例もある。
- ・ 給付や融資の申請に同行することがあるが、申請書類が多すぎて、時間がかかる。新型コロナウイルス対応下であり、書類を減らしたり、オンライン申請を可能にしたりするなど、申請手続の簡素化を進めてもらいたい。
- ・ 外国人の方の中には、10万円の給付を受けられることができるが、在留期間の関係等から緊急小口資金貸付を受けられない方がいる。赤い羽根に集まっている寄付金を使って、当座の資金に困っている外国人の方々を支えるための支援が考えられないか。

【相談支援】

- ・ 外出自粛により、虐待等の在宅リスクが高まる中、市町村の相談窓口等も縮小しているため、対応が不十分となりかねない。「自粛」の定義を示し、緊急重大なケースについては、対応に当たるよう明確化すべき。
- ・ 現在は社会福祉協議会の職員全員で緊急小口資金貸付業務にあたっている。結果、ひきこもりの方や生活に困窮している方に対する支援ができずにいる。
- ・ 市町村社会福祉協議会等の窓口がパンクしており、生活困窮者の相談支援ニーズが高まっているにもかかわらず、対応できていない状況がある。現在、相談支援機関以外で働いている社会福祉士に協力してもらうこと等により、相談員を増員することが必要。また、社会福祉士等を広域的に派遣・応援できる仕組みが考えられないか。
- ・ 相談支援は実績に応じた報酬算定の仕組みがないため、やればやるほど赤字になるという面がある。緊急的な見守りや伴走支援、相談支援の実績に応じた報酬算定を暫定的に実施するなど、体制強化を図ってほしい。
- ・ 個人情報保護法が壁となって、NPO・社会福祉協議会・行政間の情報共有が図られず、効果的な連携ができていないケースがある。コロナ時代においては、「会いづらく」「集まりづらく」なり、情報共有がより一層難しくなることを踏まえ、情報共有を促進する方向に個人情報保護法を改正すべきではないか。

【住まいの維持・確保】

- ・ 5月には、新型コロナウイルスの影響が出始めて3ヵ月目になるが、この間、家賃を滞納し続けていれば退去を求められるケースが生じてくる。家賃の支

払いを猶予してもらえるよう業界に要請できないか。

- ・ 家賃の支払いが滞っている方に対して、大家から、行政等が提供している支援施策について紹介するよう、不動産業界に要請することはできないか。
- ・ 東日本大震災の時と同様に公営住宅の提供はできないか。また、借家から出ざるを得ない方に対して、災害時のみなし仮設住宅の考え方を適用し、一定期間住宅を提供できないか。

【生活保護及び生活困窮者自立支援制度】

- ・ 解雇された労働者は、生活費のために生活保護を考えることになるが、その際、資産を活用しないと生活保護を受給できないというのは厳しい。資産要件を緩和すべきではないか。
- ・ ひとり親等については、4月初旬に、自動車を保有していても生活保護の受給を認める場合がある旨の通知が出ているが、地方においてはそれが徹底されていない。もっと強力な指導をしてもらいたい。

【雇用・人材の確保、人材開発】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により職を失った方の介護職への移動を促してはどうか。介護経験はなくても日常のお世話はできる。
- ・ 外出自粛の今だからこそ、オンラインシステムを活用した合同説明会や面接など、民間の人材採用支援企業が持つ豊富なノウハウ・戦略を福祉業界に導入すべき。
- ・ 福祉人材を確保・育成のため、福祉人材センターとハローワークの連携を促進するとともに、初任者に対してオンラインによる教育訓練の実施を推進すべき。
- ・ オンライン研修等の実施を推進するに当たって、オンライン環境が無い方に対して、必要な機器等の貸与を行うべき。
- ・ 対人支援は「対面」を前提に考えられており、オンラインでの援助に関するノウハウが欠けている。トラブルも心配。対人支援に当たる職員のために、オンラインでの支援に関する研修をすべき。研修自体はオンラインで十分。
- ・ 公的事業は単年度予算のため、援助職の雇用は1年更新が一般的。令和2年又は3年から始まる委託事業等の事業期間は原則3年（5年）とし、そこで雇用される援助職の雇用を維持しながらオンライン支援に関する研修を十分に行うべき。
- ・ オンライン支援を広げるためには、技術的な知識・ノウハウがボトルネックとなって止まってしまわないよう、訓練指導員以外に、オンラインでの取組みを支えるICT専門職員が必要。

- ・ オンラインで行うことにより効果が上がるものと下がるものを整理するなど、オンラインによる対人支援の実態と課題を整理するための調査研究を行ってほしい。
- ・ 対人支援では必要に応じて顔をみることも大事と考え、自宅を訪問することもやっている。訪問支援も含め対面で対人援助を行う必要がある場合に、どのように行えば感染リスクを適切に低減させることができるか等を示したガイドラインがあると活動しやすい。

【介護・福祉サービスの確保】

- ・ 介護サービスの提供に当たり、不急不要の定義があいまいなため、どのような場合にサービスを継続すべきで、どのような場合には控えるべきなのか、基準を示すべき。
- ・ デイサービスについて、利用者を複数の場所に分散させたり、屋外に出て実施したりすることで、感染予防に留意しつつ実施することは可能と考えられる。外出の基準を緩和するとともに、いわゆる3密を避けてサービスを提供するための工夫の在り方を示すことはできないか。
- ・ 福祉・介護事業所は医療崩壊の防波堤になっていることを認識すべき。医療崩壊を防止するためにも、自粛要請や感染不安に伴う利用控えにより大幅減収となっている福祉・介護事業所に対して、減収の一定割合を補償する激変緩和措置等の施策を展開すべき。
- ・ 支援者、サービス利用者、その同居する家族等の関係者が感染した場合や濃厚接触者となった場合等に参照すべき指針や支援マニュアルを整備すべき（特に行動障害を伴う方が感染した場合等）。
- ・ 感染者や濃厚接触者が発生している状況で支援を実施している事業所について、報酬上の評価を行うべき。
- ・ 福祉施設等における感染リスクは高いと考え、感染症対策のノウハウが整っていない福祉施設等には、医療の専門家を配置することはできないか。
- ・ 今後、状況が長期化することを想定して、身体介護を要する度合いや、世帯状況、医療的ケアの必要性の有無など支援の緊急度の判断に資する要支援者のデータベースを構築すべき。また、そのために全国で統一的な基準を定めることが必要。
- ・ 在宅の要配慮者（高齢者、障害者、児童等）について、その介護者等が感染した場合や特定の居住地を持たない生活困窮者が濃厚接触者等となった場合に、感染防止に配慮しつつ必要な支援が受けられるよう、福祉避難所のような場所を設け、2週間程度受け入れることはできないか。同時に、受け入れの対象となるようなハイリスクな者の情報をあらかじめ市町村が集約・一

括管理するため、対象者台帳を整備して備えるべきではないか。

- ・生活困窮者が利用する救護施設においては、入所時にC型肝炎や梅毒の検査が行われるが、そこにPCR検査を加えることはできないか。

【居場所・つながりの確保、地域共生】

- ・現在のような状況が長期化すれば、フレイルの進行等により、要介護認定者や認知症患者等が増加してしまう。一部の自治体は工夫して事業を実施しているが、ほとんどの自治体は全面自粛状態であり、これを変える必要がある。
- ・集って、つながって、支え合うことが地域共生の中心。しかし、見守りをしたくても、それが「不急不要」であるといわれかねず萎縮している。不急不要の基準を明確化すべき。その上で、手づくりマスクのポスティング、インターフォン越しの声かけ、往復葉書の送付など、出会わなくても見守れる工夫を考えていくことが必要。
- ・高齢者サロン等の人の集う場を開催してよい範囲や条件（人数や場所、環境等）、必須の注意点など、指針となるものを提示すべき。
- ・公民館等について、一律に閉館とするのではなく、人数を限定する等の感染症対策を講じた上で開館するなど、可能な限り継続して欲しい。そのための基準を示すべき。
- ・リハビリテーション専門職等が関わって地域住民相互のピアサポートを推進すべき。専門職は、べったりと付くのではなく、基本的にはICTを活用して離れて支援する形とし、一人の専門職が、開始時や定期的な成果測定の際などのシーンで支援を行えるようにすべき。
- ・通いの場における交流が難しくなっている現状では、専門職が、高齢者のセルフマネジメント力を強化するようにアプローチすることが重要。
- ・外出自粛により、移動支援を行うNPOの継続が困難になっており、貴重な資源が消えてしまわないか心配。そういったNPO等と連携して買い物代行サービス等を実施できないか。
- ・子ども達の居場所確保については、今後、登校する学年を時間毎に区切り、人数を制限した形で学校を利用することを検討すべき。

【子育て世帯の支援】

- ・子育て世帯の貧困は、教育格差につながり、将来の日本の支え手を失うことにつながる。子どもの貧困は、「今この時点」の問題ではなく、末長く日本の将来に影響を与える。「子どもにひもじい思いをさせない」という強いメッセージとともに、家賃と食費の支援を行い、子連れホームレスを出さないようにする必要がある。

- ・ 新型コロナウイルスの影響を受けて一人親家庭が苦しんでいる。特に多子家庭には、既に十分な食料が購入できない状態に陥っている家庭もある。現在の状況が長期化する場合、多くの子どもが飢えることがないように、多子家庭をターゲットとした施策を検討すべき。
- ・ 今般の10万円の給付は所得にかかわらず支給されることとなったが、今の状況が長期化する場合、一人親の子ども達が命を落とさないよう、児童扶養手当の加算など低所得層にターゲットを絞った給付を実施する必要がある。
- ・ 各自治体が独自で行っている困窮子育て世帯への現金給付などの好事例を周知していくべき。
- ・ リスクが高い家庭には、定期的な状況の把握が重要であり、保育園や学校との連携など既存インフラを活用し、オンライン・オフライン両方でアウトリーチをしていく。
- ・ 学校の休校によって、地域における虐待・要支援家庭の発見機能が衰えている、また、給食が無くなり、主に低所得層を中心に困難を抱えていることを踏まえ、食糧支援等を通じた子どもへのアウトリーチを制度化すべき。
- ・ 現在の状況が長期化した場合には、オンラインで子ども達の学習を支援するとともに、つながりを保つよう努める必要がある。他方、低所得世帯の場合は、端末やWi-Fi環境もなく、オンラインの学習支援を実施できない状況にある。
- ・ 休校が長引けば長引くほど学校に戻りづらい子どもが増えるので、集中的に学習支援や居場所支援を行い、コロナの影響を長引かせない。そのために、生活困窮の生活支援・学習支援事業の補助率を上げるなど地方自治体を取り組みやすい下地を作ることが重要。
- ・ 「無料塾」といわれる地域のNPO等が行う学習支援教室が閉室している中で、子ども達の学習の遅れは蓄積し続け、後々に渡って重く影響を及ぼすことになる。無料塾を「無料家庭教師」によって代替できるよう、訪問型学習支援を制度化することはできないか。
- ・ 学費が払えないという悩みを抱えている家庭がある。公立、私立ともに、学費の支払いの猶予を検討すべき。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で飲食店等が休業しているため、アルバイトをして授業料を稼いでいた大学生が困っている。大学に授業料の支払いを猶予してもらえるよう要請できないか。就職できないどころか学校に通えない人が生じてしまう。
- ・ 学生の一部には、春休みに集中的にアルバイトを行い、学費や家庭の生活費を稼ぐ者も少なくないが、新型コロナウイルスの影響でそれができず、退学を考える者もでてきている。こうした学生が学業を継続できるような支援を

考えるべきではないか。

- ・ 3月末に帰国予定であった技能実習生やアルバイトを中心に生計を立てていた留学生が困窮している。こういった外国人の方々をどのようにサポートしていくか支援会議等で考えて行くことが必要。

【その他】

- ・ 緊急事態宣言下において、在宅勤務が求められているが、行政機関への申請等は押印が必須となっているものが多いため、押印のためだけに出勤せざるを得ない場合がある。押印は不要とすることはできないか。
- ・ 各省庁において種々の施策を講じているが、その情報が、都道府県や市区町村の担当者に辿り着くまでにタイムラグがある。施策に関する情報は、各担当者に通知を送り読んでもらうよりも、オンラインで短時間でも口頭で説明を行う方が周知を図れるのではないか。
- ・ 福祉医療機構の融資制度は、煩雑な手続と短くない審査時間を要し、また、無担保での貸付上限額が6千万円となっているため、極めて使いにくい。簡便かつ迅速な審査を実施するとともに、貸付上限額を法人規模に応じ、引き上げる等の改善を図るべき。
- ・ 雇用調整助成金は、中小企業が申請してくれないという構造自体が問題。難しい話だとは思いますが、労働者自身が直接、休業補償を受けられる仕組みを考えるべき。
- ・ 過去やったことがあるように、新型コロナウイルスの影響により休業している労働者について、失業者とみなして、雇用保険の基本手当を支給する特例措置を講ずることはできないか。